

高度情報通信ネットワーク社会推進本部

第3回 電子行政オープンデータ実務者会議 議事要旨

日 時：平成25年3月21日（木）10：00～12：00

場 所：中央合同庁舎4号館 共用1208特別会議室

出席者：村井主査、尾羽沢構成員、川島構成員、小池構成員、越塚構成員、武田構成員、長谷川構成員、渡辺構成員

島尻内閣府大臣政務官

総務省大臣官房企画課、総務省行政管理局、総務省情報流通行政局情報流通振興課、

文部科学省大臣官房総務課、厚生労働省政策統括官付情報政策担当参事官室、

農林水産省大臣官房統計部管理課、経済産業省商務情報政策局情報政策課、

国土交通省総合政策局情報政策課、国土地理院企画部、内閣府政策統括官（防災担当）付、

財務省理財局国有財産調整課、文化庁長官官房著作権課

井上由里子 一橋大学大学院教授（参考人、オープンデータ流通推進コンソーシアムデータガバナンス委員会主査）

遠藤政府CIO（顧問）、向井副政府CIO

内閣官房情報通信技術（IT）担当室 奈良参事官、渡辺参事官、鈴木参事官、田雑企画調査官

1. 開会
2. ワーキンググループの報告について
3. 「アイディアボックス」サイトにおける意見募集の状況について
4. オープンデータ流通推進コンソーシアムの取組と提言及び経済産業省の取組と提言について
5. 電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ（仮称）（案）及び二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）（仮称）（案）について
6. その他
7. 閉会

[資料]

【資料1】 前回の実務者会議以降のワーキンググループの概要

【資料2】 「アイディアボックス」サイトにおける意見募集の状況

【資料3】 オープンデータ流通推進コンソーシアムの取組と提言

（コンソーシアム 越塚技術委員会主査、井上データガバナンス委員会主査提出資料）

【資料4】 オープンデータに関する経済産業省の取組と提言（経済産業省提出資料）

【資料5】 電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ（仮称）（案）

【資料6】 二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）（仮称）（案）

【資料7】 実務者会議の検討スケジュールのイメージ

【資料8】 第3回電子行政オープンデータ実務者会議についての意見（横溝主査代理提出資料）

【参考資料1-1】 5種類の情報に係る早期に可能な取組についての照会に対する回答のポイント
（実務者会議メンバー府省以外の府省分）

【参考資料1-2】 5種類の情報に係る早期に可能な取組についての照会に対する回答
（情報類型別取りまとめ）（実務者会議メンバー府省以外の府省分）

【参考資料1-3】 公開データの利用条件を記載しているホームページ

【参考資料2】 「アイディアボックス」に投稿された全意見

【参考資料3】 第2回電子行政オープンデータ実務者会議 議事要旨

1. 開会

村井主査から開会宣言の後、島尻政務官あいさつ。

(島尻政務官) 今回、第3回の電子行政オープンデータ実務者会議ということで、これまで有意義な会議を進行してもらっていることに、まず感謝を申し上げます。村井主査をはじめ、関係者の皆様方のご努力に敬意を表する。安倍総理を筆頭に「アベノミクス」を打ち出し、「三本の矢」の成長戦略という中で今いろいろな議論が行われているが、やはりその中でなくてはならないのは IT 戦略、そしてオープンデータということになってくるかと思う。昨日はいろいろなニュースが飛び交ったが、サイバーテロに屈しない我が国の強固な IT、オープンデータを推し進めてもらえればと思う。様々なご意見があると思うが、忌憚ないご意見を出していただき、また村井主査をはじめ関係者の皆さまにご尽力いただく中で、いい政策をまとめてもらいたいと思っているので、よろしく願います。

村井主査から、オープンデータ流通推進コンソーシアムのデータガバナンス委員会主査である井上由里子一橋大学大学院教授の出席について報告。その後、島尻政務官退席。

2. ワーキンググループの報告について

[資料1に基づき、事務局から説明]

3. 「アイディアボックス」サイトにおける意見募集の状況について

[資料2に基づき、事務局から説明]

(川島構成員) 1点以前から気になっているが、「アイディアボックス」には国民の皆さんから意見があるが、どのように具体的な政策に反映させているのか、その後の実現成果がどのくらい上がっているのか、といったことを説明してもらえるとより望ましいのではないかというふうに思っている。そのような場を今後設けていただけるとありがたいと思っているが、そのあたりの意向はあるか。

(事務局) 123 件のご意見があることから、いま考えているのは、4月以降は個別のデータに則した議論をしようということになっているので、これを参考にしながら、4月以降の議論をしていけばよいのではないかと思っている。

(川島構成員) アイディアを出していただいた方に対する手ごたえ感というかレスポンスがあった方が継続的な励みになるので、そのようなことも考えてもらいたいと思う。

(村井主査) パブコメのときは、それに対して大体このようにした、ストレートにはやっていないがこのアクションでこういうものをカバーしている、というようなアクションに対する理由の説明をする場合がある。どこかのタイミングでお礼を兼ねて、出していただいたアイディアと実際にやったこととの関連のようなものを整理できるといいと思う。

(事務局) 検討する。

(尾羽沢構成員) 第2回の「アイディアボックス」の開設は検討しているのか。例えば4月以降に2回目を開設するというような。

(事務局) 今回1か月開設したが対応に結構作業がかかるので、いま2回目は予定していない。個別のメールでご意見を受け付けるなど、別の形でご意見を受ける仕組みは考えないといけないと思っている。

4. オープンデータ流通推進コンソーシアムの取組と提言及び経済産業省の取組と提言について

[資料3に基づき、越塚構成員（技術委員会主査）、井上一橋大学大学院教授（データガバナンス委員会主査）から説明]

(小池構成員) この資料の右上にロゴが付いている。ガイドラインがこのあと出てくると思うが、このようなロゴのアプローチ、実務者会議で提案するガイドライン中で、このデータは準拠しているというロゴマークを作っていくというような観点はあるか。「CC BY」など、井上教授の資料の20ページの左側でロゴマークのようなものを使ってライセンスのイメージを出している。このライセンスモデルのイメージや、ガイドに準拠しているというマークなど、今後マークを使って明示していくということは大切な話と思う。こういうアプローチを検討してもらいたいと思う。

(村井主査) 「CC」は特に具体的にセマンティクスをロゴマークにしているというところがあるし、こういうことは既にいろいろところで議論されていると思う。そういうもので赤かったり青かったりするということもあるかもしれないし、アイデアは出てくるかと思う。重要な意見なので検討するべきだと思う。

(事務局) 4月以降に分かりやすい表示について検討するというところになっているので、いま言ったような観点も含めて検討していきたいと思う。

(武田構成員) わりと著作権のあるものについて検討がされたようだが、データに関して、特に国有財産法について、何かコンソーシアムで議論をされたのか。

(井上教授) 国有財産法については、著作権がある場合には引っかかってくる可能性があるが、著作権がないデータは、国有財産法上、国有財産にはあたらないということになる。著作権があるデータについては、理財局から実務者会議のワーキンググループで報告をいただいて、オープンデータを進めるにあたって国有財産法が障害になることはない、というような話であったので、その意味では検討の必要は薄くなったと理解をしているが、その点についてはそれでよろしいか。

(事務局) 国有財産法の観点はワーキンググループでも一度議論になり、考え方を整理してもらい、ガイドラインに書いてある。資料6の3ページの下から、「2 二次利用を促進する利用ルールの在り方」ということで、(1)のところで行現制度の説明が書いてあり、単なる事実や数値データには著作権がないというような記述があって、3ページの一番下のところ、「国有財産法はホームページ等で公開されている著作物が二次利用されることに対し何ら制約を加えるものではない」ということで、国有財産法の観点はこのように整理をされている。

(村井主査) これは歴史的には最初にインターネットができて、国研のデータベースが公開される、参照されるというときに、非常に問題になった。いまホームページで出ていることには制約がないということだが、そもそも元のデータがどういう性格を持っているかということについて、少なくともあときは大議論になったことがあり、国有財産に国民が全体的にオープンにアクセスできるということが、普通は国会図書館法などの特別立法等をして国民がアクセスできるようになった経緯があり、そういうものとの関連があるとの説明を受けた。私は法律の専門家ではないが、やはりデータベースをネットワークにつなぐときにはこの議論があった。従って、これがいまはなくなった根拠があるのかどうか、そういったことを専門家の観点で説明してもらうことは大変重要だと思う。そういう多分、国有デバイスから発生するデータ等の、ここでの範囲を越えたデータが出てきたときに、これはどうやってオープンデータとして活用できるのか、というような話は出てくるのかなという気もするが、それも含めてまたそれぞれ専門のところで検討いただければいいと思う。

(川島構成員) 井上教授の資料の27、28ページで、「情報通信白書」を例にとり、第三者著作権が混在している場合に政府側がどこまで丁寧にその出典明示をするかということで、案1、案2があって、案1がどちらかと

いうと親切丁寧に書きこんでいくタイプで、案2は利用する側の責任ということで責任分化をかなり利用側と作成側で切って考える考え方。先ほど説明の中で、国の側の作業負担という説明があったが、私は、この案1と案2は作業負担という観点以上に、コンテンツを出す側の責任と利用する側の責任を切り離すという意味ではかなり大きな違いがあるのではないかと考えている。今後オープンにするということになると、オープンにするコンテンツを持っている側が慎重に考えすぎるとオープンにできないので、ここはぜひとも利用者側あるいは加工者側の責任として切り離して、それ以降の責任は利用者側にあるという方がいいのではないかと私は思う。

(井上教授) その観点からコンソーシアムでもいろいろと議論をしている。案1は、外観上、第三者の権利について判断できるような書き振りになっている。第三者の権利の存在の調査・明確化にそれほど時間と手間がかからないのであれば、権利関係を明示してやったほうがよいのではないかと、ということがひとつ。また、たとえ第三者の権利の有無の調査・明確化にコストがかかるとしても、利用者側のニーズによって取扱いを変えることも考えられる。利用者側から非常に利用のニーズが高い情報だが、第三者との権利処理を利用者がしなくてはならないということになるとコストがかかりすぎるといようなものがあったとすると、そのようなものについては、データを提供する府省ができるかぎり権利関係の調査なりアイデンティファイをして公開することが必要かもしれない。ただ、過去のものについて遡って全てその作業をやるということはおおよそ無理なので、よほどニーズが高いものは別かもしれないが、それ以外については利用者の責任においてしてもらおうということにする。一方で、今後作るものについては、権利関係を明確化して公開するための工夫が予めできるのではないかと、ということ。

4. オープンデータ流通推進コンソーシアムの取組と提言及び経済産業省の取組と提言について

[資料4に基づき、経済産業省から説明]

5. 電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ(仮称)(案)及び二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方(ガイドライン)(仮称)(案)について

[資料5、6、7、8に基づき、事務局から説明]

(村井主査) 最後のところはロードマップやガイドラインということで、今後の進め方に関することがあり、これを眺めると、だいたい平成25年度で完成すると書いてあるように見える。それで平成26年度内にはピカピカになっているというふうに見える。このあたりをだいたいの前提にしていいのではないかと。そのためには何をすればいいのかというプロセスの話を後半に持ってきて、前半はそもそも今どうなっていて何をすべきか、中身の問題かなと思う。まずそちらを話して、後半になったら、今後どうすればいいのかという話に移りたい。たくさんの方が、中身の話でいろいろと難しさもある。出発点は、昨年12月半ばにこの会議を開いたにもかかわらず、今年中に何ができて、できないのか明確にして欲しいとお願いした。それに対して各府省から丁寧な回答を、防災やそのほかの項目、ツーリズム、予算等に関していただいた。さまざまな難しさについても書かれていた。そういう中でどういうふうに進めればいいのか、何が課題か、データの面から、ルールの方から、あるいは法制的な知財その他の面から、ということでご説明をいただいたことが、中身ではないかと思う。

(武田構成員) 少し気になったのは、このガイドラインの文面で、「ホームページ」という言い方、ホームページにおける公開データと言われている、これはいわゆるデータベース等のデータは入っているのか入っていないのか、ということがよく分からない。いままで気象庁のデータや国土地理院のデータなど、有償で売ってきたようなそのようなデータをここには含んでいるのかいないのか。単に文書の公開のことではなくて、データの公開がこの全体のミッションですから、そこは根本のところなのでぜひクリアしてもらえればと思う。

(事務局) 事務局としては、「ホームページ」はウェブ技術を活用して一般に公開するという意味と理解をしているが。

(武田構成員) それはなかなか難しい定義で、データを公開する手段としてウェブを使うということであって、データを公開することが「主」で、手段が「従」なわけで、いまどき CD-ROM で渡すとは思えないが、手段はある意味限らない。ですから、全体の意図として、ここで言いたいことは省庁が持っている「データベースにあるデータ」も含んでいるのか、それともこれはホームページ限定、ウェブ公開限定という意味で、いまウェブに出していないようなものはそれに入っていないと言っているのか、どちらを指しているのか。

(越塚構成員) 私自身の認識としては、「含んでいる」というふうに考えている。データベースでデータを公開した場合でも、最終的に公開されて利用者が得るものはデータ交換形式になったデータであるから、例えば統計データのデータベースがあっても、中身はもちろん CSV のファイルや Excel のファイルが置いてあるわけではないが、利用者がウェブ経由ないしは API で叩いたときに得られるデータの形というものは、最終的には CSV で得られたり、いろいろな形式、例えば XML で得られたりするわけで、そのとき CSV がここと全然違った形式では意味がなくなってしまう。そういう意味ではデータ交換形式全てに関してこのガイドラインは守っていただきたい、ということを含頭において作っている。

(村井主査) 越塚構成員の言われるとおりと理解している。つまり、ホームページで公開されているデータが対象であるというような誤解を受けないようにしよう、ということだと思う。言われるとおりで、例えば「Open by Default」というような言い方をされているドキュメントもあったが、行政のいろいろな作業の中で作られたデータを、極論だけれども、公開を原則とする。いままでホームページで公開されているものも、紙で公開されているものも、公開されていないものもあるわけだが、できないもの以外は原則として公開していきましょうという話で、例えば、今まで公開してもしなくてもよかったのだが、やはりあるデータが積み重なってきた場合にそれをどう出せるのか、あるいはこれはプライバシーにかかわるから出せないといっていたものもアノニマイズすなわち匿名化のプロセスを経て、出すべきではないか。ここまでの話が含まれてくると私は思っていて、そういう形でデータ・ワーキンググループの方でも議論してもらっていると思う。今の武田先生のご質問の答えの確認は大変重要なポイントで、データというのはやはり公開される可能性があるもの全般を含んで議論をすべきではないかと思うが、いかがか。

(事務局) いま村井主査が言われたことはそのとおりで、そういう意味でロードマップとガイドラインでも、公開データの拡大という項目があるのは、今ホームページで公開しているものだけに限定されていないということを書いているつもりである。いま公開しているホームページに載っているデータのデータ形式を整えるということとは別に、いまホームページに、「ホームページ」という言い方がよくないのかもしれないが、出ていないものでもこういうものは出していくべきということを書いているので、今どういう形で出ているかということには関係なく、限定があるわけではないということ。

(武田構成員) その点については理解した。少し文面を工夫すればそこは誤解がとけると思う。ただそうすると、先ほどの国有財産法の件は本当にこれでよいのか。つまり、いままで国有財産法の理由から有償で売ってきた、というようなデータに関しては、このガイドラインに沿うならば無料であるべきだと、お金を取る理由はないというふうに主張しているということでもよろしいか。

(事務局) 厳密にそこまで深い議論はしておらず、「ホームページで公開するということは無償で出すということで、載せるものについてはこうだ」というふうに理解されていると思う。現状有料のものをタダにしようということまでは議論していない、という理解であるが。

(村井主査) 先ほど私が言ったように、多分それだけではなくもっと難しい問題があると理解しており、場合によっては特別立法のようなものがある、ということもあったと伺っているので、その検討は専門家の方にさせていただいた方がいいと思う。そう簡単ではないと私は理解をしているので、検討をお願いしたいと思う。

(井上教授) 私も国有財産法と財政法の関係については、もう少し深掘りすべきではないかというふうに考えていたが、実務者会議のワーキンググループで理財局から国有財産法は特に問題にならない、支障とはならないと

いう話があったので、データガバナンス委員会でも今年度は詳細な検討は行わなかった。少なくとも、オープンデータで想定されている二次利用については、著作権のある情報だとしても一著作物性のあるデータベースであれ文書のような著作物であれ、おそらく国有財産法上問題となることはないだろう、と考えている。理財局の意見では問題にはならないとのことだったが、なお検討の必要があるのなら、来年度検討したい。

(村井主査) いま対象としているデータは何かという理解にバリエーションがあるのではないか。そうするとその段階で問題がある、ない、というようなことも決まってくるかと思うので、今日結論を出すのは難しいと思うが、ぜひ検討を続けていただきたいと思います。

(尾羽沢構成員) 先ほど横溝主査代理の資料8の紹介があったが、私もこのポイントに関して同意する。特に2番。いままでの議論の中で盛んに議論されている、データはどういったものを出すかという議論も当然重要かと思うが、今回、オープンデータ実務者会議の中で、「目的」、何を実現させるか、成果物として何を出すか、というところがまだ決まっていないのかなど。そのように感じていて、まずそれを決めて、きちんとした成果物を、それに基づいた形で出せるデータ、出せないデータを議論して、まずは成果物を1個しっかりと作らないかと提案したい。

そのために一つ提案だが、2か月、3か月に一度のこの会ではなかなかそのあたりが決まってくないと思っていて、関係者だけで構わないので何かサイトを立て、意見集約箱のようなものを作ってその中で議論を並行していければよいと思う。

(村井主査) 「ニワトリと卵」のようなもので、データが公開されていないと何に利用されていくか分かりにくいところもあり、例えば地方に対する人間のモビリティのようなもの、あるいはビジネスを展開するようなときの基礎データはどこに公開されているのか。防災などに関しては、もう必要なデータというのはわかっていて、費用対効果やその効果も計算しやすい。こうした分野もあると思うので、費用対効果の具体性はデータ公開の順番もあるだろうが、大変重要だと思う。

(渡辺構成員) これまでの議論を踏まえて考えると、私は今の点については手がかりらしきものがあるのではないかと考えている。まず、いまある手がかりは、政策文書として電子行政オープンデータ戦略にも、安倍総理のご発言の中からも、政策目標というものは決まっているし、安倍総理は特に経済効果を期待していらっしゃるのかなという感触を持っている。

もう一つは、この実務者会議でも最初のころに、重点分野はここではないかと決め打ちをしたのは、政策目標に照らしてこういうデータが重要なのではないかと議論だったのでないかと思う。それを変えるべきときがくれば変えればよいと思うが、一応我々が手持ちで持っているもので、できることもあるだろうということ。

それから、村井主査が言われた「ニワトリと卵」のような、もう少し大きな問題があると思う。それは、思い切って先行投資して、ものすごく大規模でオープン化をした方が利用の呼び水になるからよいのか、最初は明らかにニーズが高いと思われるところだけに重点的に絞り、利用例を少しずつ作って行って、そのあとに展開する方がよいのかということ。このあたりの進め方については、どうしたら成功するという保証がある世界ではないと思うが、考えていかなければならないと思う。

私がこれまでこの場で発言した中で関係する考え方は、ここは効果が期待できるだろう、利用が期待できるだろうという分野、利用というのは基本的には政策目標を達成するために必要なステップだと思うが、その利用が出てくるだろうと思われる重点分野に対しては、手をかけてもデータの公開をしていただく。機械判読化が難しいということであれば、そこに予算を付けてでも、時間をかけてでもやっていただく。それ以外は、簡単にコストをかけることなく出すことができるデータは、それが何であれ、重点分野であれそうでないものであれ、全部出していただくという考え方。その2本立てでいくということが、費用対効果に照らして今のところ合理的なチョイスなのではないかと考えているが、ここも正面切って深く議論をしていく価値はあると考えている。

(越塚構成員) 2つあり、費用対効果を考えてということだが、これは日本のオープンデータがトップランナーだったとすると謎であるが、世界でこれだけいろいろなことがされていて、ある意味で既に結果が随分出ているものなので、判断する材料はあるのではないかと思う。あとはそれを日本に適応させたときにどうなるかという

シミュレーションとプレゼンテーションの問題であって、十分な材料があるのではないかということが1点。

2点目は、他の国の取組を見ていると、オープンデータを単体で議論すべきではなくて、政府全体の電子政府化と一体となった活動になっているということが重要。例えば、政府の中で情報交換が既にデータで行われていれば、オープンにするにはそれをそのまま出してしまえばいいだけなので、コストはかからないわけだが、省内がまったく電子化されていない中でオープンデータ化しようと思うと、そこでやはりコストが生じてしまう。そういう意味では、費用対効果を考えるときには、政府全体の電子化、電子政府化ということとミックスして議論しなくてはならないと思う。

(村井主査) おっしゃるとおりである。それも「ニワトリと卵」のようなところがあり、SOX 法ができたとき、コンプライアンスを明確にするために情報化を進めなくてはならなかった。情報化を社会で進めるのは、そういったコンプライアンスのいわば出口を作っているようなところがあり、それが J-SOX で上手くいったかどうかは別の話としても、言われているように両方の効果が出てくると思うので、両方見ていく必要があると思う。

(川島構成員) アプローチについては渡辺構成員の指摘に賛成で、二刀流かなというふうに思っている。基本的に、越塚構成員が言われたように既に世界では過去4年ぐらいこの取組が進んでいて、いろいろなイノベーションが起こっている。どんどんやればいけないか、ということが基本的な整理ではないかなと思っていて、その意味で「Open by Default」という原則をはっきりさせるということと、重点分野についてはやはり具体的にデータとしてどこまでどういう形で出すかということは、深掘りすべきだなと思っている。それ以外のいわゆるブラックではないグレーな部分については、ニーズとの対話のメカニズム、それからそこでコストをどう比較検討するか、というその仕組みをはっきりとさせるべきではないかと思っている。それから、横溝主査代理提出の資料の3番目にかかわってくるが、政府のこのような資料を見ると、主語がはっきりとしないというか主語がぼけるところがあるので、政府の内部で推進するドライブの機能がどこにあるのかということについて、文章的には内閣官房と書いてあるが、内閣官房の中で具体的にどういうところでやるのかということについて、よりしっかりとグリップしていただきたいと思っている。そのあたりの意見があれば伺いたい。

(村井主査) おっしゃるとおりだと思う。私が話そうと思っていたところだが、どこが担当して、いつまでに、という全体のタイムラインも含めて、後でもう一度ご意見を伺いたい。

ところで、「費用対効果」というと、例えばいまデータセンターを北海道に移してはどうかという動きが結構あり、そうすると進出するのにどういうデータが必要か。かつての IT 戦略のときに、光ファイバーを張るときに必要な函渠のデータがきちんと公開されているのかということがあった。水道や下水やいろいろな函渠の単位がバラバラで、オンライン化されておらず、光ファイバーを張る計画が立てられなかったので、何とかデータを電子化し共有して、どこからどこに張るときに函渠のデータを参照できるようにしよう、というようなかなり地道なことをやった。結果、光ファイバーはとても充実した環境になったと思う。その時に、そういった函渠のデータ化を進めたが、その費用対効果はどうかという、効果はあったと思うが、これを数値にしていくことはかなり難しい。そういったことも含めてデータとして、海外でどれだけ効果があったかというデータはあるが、それが数値として示している以上の効果があるのではないかという期待値もあって、それをどう表現していくかということも含めて検討していく必要があると思う。

もう1つ、実を言うと OECD の中で全然データを出していないのは日本だけというような話があり、取組の対象は誰になるのであろうか。例えば、こういう形でこういうデータを日本は出しているよと言ったら、そのインパクトは ASEAN の各国に対して非常に大きなものになると思う。ASEAN の各国にインパクトが与えられれば、日本が ASEAN に進出していく際に、進出するための基礎データがあることになる。これはとても費用対効果が大きい。日本の産業がアジアに出ていく、世界に出ていくとなったときに、各国がきちんと整備をしておけば、日本はやっているのだから、と。これは日本がやっていないと言えば言えません。そこで伺いたいことは、ガイドラインは何語でできるかということ。日本がやっていることのどういうメッセージを何語で伝えていくのか、つまり世界に伝えていくのか日本に伝えていくのか。日本でやっていることのガイドラインだが、これは世界に対して分かるように表現をしていくのか。これを決めておかないと予算は決まらないと思う。これについては何か議論はされているか。

(渡辺構成員) いまの2つに、私のわかる範囲、考えている範囲で回答しようと思う。まず1つ目の費用対効果の評価は、実務者、研究者、アクティビストなどと話をする中で、ヨーロッパでもアメリカでも費用対効果の厳密な測定手法の開発や、そのための基礎となるデータの収集は、まだ課題としてどこの国でも残っているのが現状だと思う。ただ一応、経済推計などはヨーロッパやオーストラリア、ニュージーランドなどがあるので、やってやれないことはない。日本にそれを当てはめたらどうなるという文献が日本語でもある。重要データが何かということはいたい分かっていて、例えば交通や地理空間情報などと皆さん言っていて、誰に聞いてもおおよそ同じなので、おそらくはずれではないだろうと。ではそれを日本に持ってきたときに、それを活用できる人材がきちんといるのか、その情報が適切に伝わるのかどうか、潜在的な利用者にこういうデータがあるからどんどん使ってくださいということが確かに伝わるのかどうか、そういうところも含めて利活用の促進にどのくらいのテコ入れが必要なのか、人材育成までやらないといけいいのか、というそのあたりの規模感やコスト感は、国によってだいぶ違うと思っており、そこは日本がどうなのかということはまだ分からないところだと認識している。

(遠藤政府 CIO) 費用対効果だが、効果が出るところは2つあると思う。一つは、社会全体にとって、防災や環境なども含めて色々な意味で皆が享受しないと効果が出ないもの。非常に分かりやすい効果として把握しやすい可能性がある。しかし新たなビジネスをクリエイトするというようなときに「私はこんなに上手なデータの使い方をしました」と言う人は絶対にいない。それはどんどん抜け駆けをするから。そういう意味で、大きく分けて2つの分野があり得る。前者はいろいろなところの先駆者の例をみればかなり定性的ではあったとしても様々なことが集められる。しかし、後者は秘匿され続ける可能性が非常に高い。一種の Patent みたいなものだが、Patent として登録できないから結局隠しておく。安倍政権の「第3の矢」の基になるのは、その秘匿される部分も非常に期待している。そのあたりをどうやって判断するかということは、数字が出ないからもやもやとする点もあるけれども、実はそういう性格のものではないかと私は思っている。ぜひそのあたりは頭に置いていただければと思う。

(村井主査) 「Open by Default」と言ってしまうと、遠藤政府 CIO が言われるように危険なところもあるという議論があるので、これもぜひ考慮していただければと思う。

(小池構成員) ガイドは誰のために作るかという先ほどの議論はデータ・ワーキングでもあったと思うが、私としては3つの視点があると思っている。1つは作成側と利用側のガイドという視点で、今回は作成側のガイドを作ったという認識。また、人が作るやり方と機械が自動的に作るやり方がある、今回は人が作るパターンを先行して議論したということだと思う。もう1つは国内か海外かという視点で、海外の方が情報を扱えるようにという視点はあったが、英語で書くという視点がなかったので、主査のご発言のようなことを入れる必要があると思う。バリエーションがあると思うので、誰のためのどのガイドなのか、どの順番に作るのかということはロードマップ化する必要があると認識している。

もう一点、民間からここに出ている立場で言うと、ご存じの方もいらっしゃると思うが経団連のレポートがつい先日ウェブで公開されていて、どういうデータが欲しいか、ニーズがあるかということが出ていたと思う。このニーズは、各府省のデータとして期待されているものが書いてあり、これと5類型の話はもう一度検討する必要があると思う。

3点目、民間で使うときに一番ネックになるのは、井上教授の資料や経済産業省の資料の最後のページにあるように、リスクが伴うもの、特に個別法リスクや著作権違反と言われると一気にトーンが下がるところがあるので、例えば専門職でないとやれないデータ分析業務というものがあって、これを機械で同じように民間側で処理をして情報を提供するビジネスをやってもいいのかなど、具体的に問題点が出てくると思う。次の検討テーマとして挙がっていたと思うので、ぜひそれぞれの検討の中で、それも含めて解決していただくといいと思う。民間側のニーズの汲み取りとリスクの部分の整理、それからガイドはいろいろなバリエーションを再設定して検討していくことが必要なのではないかと思う。

(村井主査) リスクがあるのでやらないという状況がこの分野ではすごくあるので、そのための環境整備のようなものは必要だと思う。リスクがあるけれども進めるためにはどうすればいいのか、今回のマイナンバーの第三者組織のようなものも環境整備の一つだと思うし、個人情報に関して国勢調査がアノニマイズの定義をしている

が、例えばそういった環境整備や調整機構、認証機構などもとても大事で、これは政府の仕事であると思う。それから、12月をお願いをして各省庁に答えてもらったが、「リスクがあるから出せません」というような話がたいへん多くあって、それぞれ心配されている部分もあるのだと思う。先ほどの白書の著作権の問題も、ある意味のリスクのような考え方で、いろいろな解決方法があるのかなと思う。気になったのは、モビリティのところで、うちは関係ないとだいたい省が書いているが、ボーダーを越えて人が移動しようとするとき、例えば留学生が日本にくるときに、どんな環境なのかというようなデータが全然ないということ。この前、動画配信ビジネスをされている川上さんと話したが、彼らが外へ行こうとしたときに、ビデオストリームというものがその国でどのように扱われているか、そういうデータが出ていないと言う。すると、逆に、どういうデータがいるのか。これは日本の企業が海外へ出ようとしたときに、分からなくて困っているデータというものを集めると、海外の企業が日本へくるときに困っているデータとして参考になるという気もしたので、それをどこかの時点で検討していただけたらいいと思う。

それともう1つ、公開すると改ざんされてしまうから出せませんというご意見があるが、これは基本的にはインターネットでは逆に、責任を持って公開をしていると、それと比較すると改ざんをしたということが分かってしまうというわけで、改ざんリスクは一般的に減るのではないと言われていた。そういうところもいまいし確認の上、ガイドラインなどに含んでもらうといいかなと思う。国際的な視点で見たときに、データを公開することはどうなのかということを考えると、どういうデータが必要かという重点の問題、海外企業が日本に来られるときに、「放射能はどうなっているのか」、「地震が起こっておっかないんじゃないの」などと心配されることがあって、それらのデータも透明にして公開していくことによって、強い日本に結び付いていくきっかけになる。こういうことも、ある意味オープンデータの効果であると思う。

時間が迫ってきたので、この進め方、資料5別紙に、「全府省」、「関係府省」と書いてあるが、実際どのように、どこで、いつ、だれが、どういう形でやっていくかという話を具体化した方がいいのではというご指摘をいただいた部分があった。それから、その前に私が申し上げた、ざっくり見ると平成25年のところで線が引かれて、だいたい平成25年が終わるとカッコいい世界ができるという資料だが、それができるということは、今年度いっぱいでもかなり仕事をしなくてはならない。今年度予算をきちんと取ってあるかということ、そんなに取っていないところもあるのではないかと。何とかこれをどうにかしていただかないとこの夢は実現できない。これは遠藤政府CIOをお願いしてできるのかできないのかはよく分からないが、事務局も少し検討していただきたい。

平成26年度にきちんとしたものをできるための予算措置はまだ間に合うので、かなり具体的に、各省庁でやってもらうなり検討してもらうなりしなくてはならない。そここのところの対応は、各省庁あるいは内閣の方で検討してもらわなくてはならないということだと思う。具体的にプロセスが本当に動くのかということが、実現できるかどうかにかかわってくると思う。そういうことで今日ご説明をいただいたと思うが、アグレッシブなガイドライン、タイムラインではあると思う。それを明確化するということが大事だというようなご指摘もあった。このプロセスに関してはいかがか。

(長谷川構成員) ガイドラインを作って進めていくということが実際の作業の上では必要という意味では、ガイドラインの存在は重要だと思う。オープンデータの取組はデータを整えて出していけないと話が始まらないので、このロードマップの資料5別紙でいくと、上から2番目の機械判読に適したデータ形式での公開に速やかに取り組むことが重要だと思う。そうやって考えていくと、このガイドラインをそのまま決めれば、すぐに各省の作業がスムーズに進むのかどうか、というところがポイントかなと思っている。

さきほど聴けなかったので越塚構成員にお尋ねするが、このガイドラインについては、文書形式データの公開を含めて、ある程度ケーススタディのようなことをされているのか、このガイドラインがあれば作業はだいたいできそうといった感触をお持ちなのかどうか。

(越塚構成員) ガイドラインの中には、非常に初歩的な部分と、RDFなどきちんとやっている部分とがある。前半については、大学で理系や統計系の研究室に入ると最初に卒論を書くときに表を作らないといけませんという程度のことで、基本的なところとして検証するまでもなくクリアなことと思う。

後半部分に関しては、まだ実務者会議にインプットをしているレベルではなくて、まだコンソーシアムの方でやっているだけだが、総務省の実証実験はすべてこのスペックに従ってやっているもので、そのフィードバックを得ること、またはそれを何年かやることでどんどん検証は進めていけるものと考えている。

(武田構成員) 横溝主査代理の資料には「遅すぎる」ということが書かれていたが、私はもう少し計画的にやるべきではないかと思っている。つまり、3年なら3年で、3年後の達成ゴールをここに置いて、そのため毎年何をやっていくかと。オープンデータの話はこれからもずっと続いていく話であるから、これから近代的な政府は必ずこういう仕組みを持つ、ということがデフォルトになるはずで、相当腰を据えてやらないといけない話だと思う。そういう意味で、立ち会い方が中途半端で、いますぐできること、将来やりたいことが、ごちゃごちゃになりながら今は議論が進んでいる。本来ならば、私たちは3年ぐらいのスパンで、3年後にはこういうゴールにたどり着きますと。多分アメリカなどの考え方もそうで、これから毎年上げていって3年後にここに達成すると。そのために各年度でやるべきことを、それこそ実務者会議などで言い、それを具体的に省庁などの政策として予算化してもらいたい、そういうことが本筋と思う。今ビジネスから見て遅すぎるというのは、ごもつともな指摘だと思うが、一方で国の政策としては息の長い政策として位置付けてほしい。そのためには、このロードマップをきちんと書き換えるべきと私は思う。

(村井主査) ガイドラインは平成27年度まで出ているので、これは平成24年度から言えば3年。政府の方で計画をすることはだいたい3年ぐらい。よく科学技術の研究開発の投資でも出てくる話題であるが、いつまで議論したって答えは出ないだろうというような話が今日も出ているわけだから、それにきちんとある程度の答えを出していく。重要なのは、今その計画が決められたということが内外にコミットされること、これはとても大事だと思う。そこのところがスピード感であるということが第1点。

第2点は指摘されたように、いまかなりいろいろとあるものも、実務的な意味でうまく使われていないところがあり、その部分も両方見るということをぜひ皆さんにはお願いをしていきたい、ということではないか。

(越塚構成員) 私は、ワーキンググループでこれを議論してきた立場なので、意見というか補足というか反省と言う方がいいのかもしれないが、2点ばかり申し上げる。

作る過程で我々も今までいろいろな意見を出したし、各省庁からも意見が出てきて、事務局もそれをうまくまとめるのは大変だったと思うが、改めて見ると、皆さんが指摘しているように、少し包括的にした面もあり、初めて見ると具体的なto doが分かりにくいかなと感じる。例えば、Opendata.jpみたいなものがいつできるかなど、少しそういうものが盛り込まれていたらよかったという印象は持っていた。それが第1点。

第2点は、ロードマップを進めるときに、実際にデータを持っている各省庁が連携しないといけない。総務省も経済産業省もいろいろされているし、オープンデータという言葉が出てくる前からデータを出しているところもたくさんあるので、そういうところと連携してやっていくことが非常に重要で、重複した作業をしたり、これまでの取組と齟齬があったりすることがないように、ロードマップの中に、他とどう関連しているのか、他とどう分担するのかなど、そのあたり責任の所在という話もあったし、各省間でうまく分担を行っていくということが分かるようにした方がよかったと感じている。

(川島構成員) 具体的な次のアクションということになると、ガイドラインを詳細化する、改訂するなど、これはリニューアルをどんどんすべきだと思うが、私は全体の進め方の効率を考えると、実務者会議での議論を待つというようなタイミングでやっているとは回らないので、もうここから先は具体的に、どの省庁のどのデータをどの精度、鮮度で具体的にどういう形で出すかというディテールの議論、もう執行の議論と思う。企画・計画の議論ではなくて実行のためにアクションプランを書く議論なので、ここからは政府部内がドライバーズシートに座ってアクセルを踏むべきだと思う。もちろんそこから出てきた懸案事項は有識者の方で処理するべきだと思うが、具体的な各省との折衝の中でデータをどうするかということは、日々の業務の中でやらなくてはならない問題で、これは1か月に1回会って対応できるような性格のものではないと思うので、そこはぜひ政府内部で推進していただきたいと思う。

それから言いそびれてしまったので付け加えるが、先ほどの経済産業省の資料の中で、地方自治体が持っているデータは法令に基づいて取得しているので利用可能範囲が明確ではないということがあったが、これは、実は都市計画法や駐車場法など国の法律で決まっていて、その法律に基づいて自治体がつけているので、本当に提供してもいいのか分からないということ。これは国の法令解釈をしっかりとってくれば終わるので、ここはぜひ国

側で、オープンデータという観点から、駐車場の設置届を提供しても問題ないというようなことをはっきりと方針として一元化してクリアにしていきたいと思っている。

それから、国際化の話で、国際的に一番問題になるのは法人の事業開始のプロセスと時間。これは国際的に常に注視されていて、日本は遅い、はっきりとしない、国外から電子的にできないということは常に指摘されている。

最後に、リスクの問題について言うと、オープンデータ化に当たって事前にリスクを完全に排除するということは多分無理であり、様々な生データはリアルタイムでダイナミックということを前提に考え、完全な匿名化や完全な事前リスクの消去ということは難しいので、私はどちらかというと、リスクが発生した場合に速やかに対応する事後的メカニズムの強化が対策だと思うので、そこは発想を変えたほうがいいのではないかと考えている。

(村井主査) 大変短く、重要なことを話された。ぜひ整理をしていただきたいと思う。どれも重要だと私も思う。

(渡辺構成員) 今後のプロセスについて1つ。ワーキンググループでもほぼ同趣旨のことを発言したが、我々はかなりたくさんのことをこれから学んでいかなければいけないと思う。それを踏まえて、制度の微調整なのか大調整なのか、調整をしなくてはならない。例えば我々が何を知らないかということ、まずどのようなデータがあるのかを知らない、完全には分かっていない、多分府省の方々も分かっていない方が多数いると思う。それから内部フローとしてどういう処理をしていて、それを変えることがどれくらいできるのか。あるいはオープン化のコストというものはそれと関連してどれくらいかかるのか、どれくらい効率化できるのか、分かっていない。それから法令として存在しているルールがオープン化でどれくらい障害になり得るのか、利用の制限にかかわるのか、公開ができないというところにかかわってくるのかということ。いまはまだ分からない部分がこれから出てくると思う。

それから、どういうところにニーズがあるか、どういうところに利用例があるか、もちろん先ほど遠藤政府CIOが言われたように、分からないままのものもあると思う。これから掘り起こしていくものもあると思う。それから、そういった利用者、潜在利用者がどんな困難に立ち向かわなければならないのか、どこで諦めたり挫折したりすることがあるのか、そういうところも踏まえて制度の最適化ということをやっていかなければならないと思う。これを公開の場、インフォーマルなチャネル、いろいろなところから集めて、実務者会議やワーキンググループの方にフィードバックして、それを踏まえて検討していくということがすごく重要なのではないかと考えている。

(村井主査) 終了予定時刻を超えたので、議論が尽きないところだが、ぜひ今後につないでもらいたいと思う。大変重要な議論をありがとうございました。このガイドライン、それからロードマップについては、今までの議論に基づいて事務局で準備してもらったので、今日の議論を踏まえてまた修正をして、各府省で確認していただくというプロセスになると思う。そして、2週間程度のパブリックコメントによる任意の意見募集、そういうふうに進めていきたいと思う。

それから、今月、IT戦略本部が予定されているので、そちらの方でもひとつの目玉として、このオープンデータのことが取り上げられるのではないかと考える。そうすると、日本はIT戦略としてこの話をどう進めるかというメッセージが世界にも伝わっていくのではないかと考えるので、そういったプロセスを想定している。ガイドラインは各府省の情報化統括責任者、CIO連絡会議で決定をしていくというプロセスになると伺っているので、こちらの方もいろいろな手続も進めつつ、しっかりとステップが踏めるように思う。ステップといえば、いまあるデータ、それから過去の白書、未来の白書ということがある。未来の白書で著作権の問題をきちんとするためには、白書がいつ準備されて、何年度からの白書はこうあるべきだと提案をしていただく必要があると思うので、こちらも検討をお願いしたい。

そうすると、この実務者会議やワーキンググループは、いまご指摘があったように、今後具体的な議論をするということになっていくと思うので、構成員の皆さまには引き続きよろしくお願ひしたい。

それでは最後に、遠藤政府CIOの方から一言お願ひしたい。

(遠藤政府CIO) 最初に「スピードを持って」と言ったが、そのスピードというのは、手前に、足元にある、い

ままであまりきちんとしたコンセプトがないままバラバラやってきたものを整理する、というような意味でのスピード。それを整理すると、将来に向かっての「こういうふうにしたほうがいいのではないのか」という知見が整理できるのではないかと、両方走らせながらいくことになると思う。そのあたりは理解と支援をお願いする。

それから、オープンデータというのは、今までのところ、使ってビジネスを興す、防災や環境の役に立てる、ということがあるが、もう1つ「オープンガバメント」というところを決して忘れてはならないと思う。政府は一体何をやっているのだと皆思うことがあるのではないかと。そういうことを数字だけではなく、やっていることを表す。それもオープンデータの中に入っていないと、やはり国と国民・企業のコミュニケーションがとれないと思う。そこを良くするというのも、オープンデータ、オープンガバメントの戦略の基礎になっていると思うので、そのあたりもどこか片隅に置きながら、議論をお願いしたいと思う。

7. 閉会

以上